

# 公益財団法人小牧市体育協会

## ジュニアクラブ設置及び活動事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人小牧市体育協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項の規定に基づき、市内小学校の部活動を母体とした休日のスポーツクラブ（以下「ジュニアクラブ」という。）の活動を推進するため、ジュニアクラブの設置及び予算の範囲内において交付するジュニアクラブ活動事業助成金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置・活動の条件)

第2条 ジュニアクラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 活動拠点となる小学校の母体となる部活動の顧問及び地域・競技団体指導者の指導者会と保護者会を組織し、かつ、クラブ規約を定めたもの。
- (2) 運営は、受益者負担を原則とする。
- (3) 活動日は、土曜日、日曜日（第2・第4土曜日及び第3日曜日を除く。）、祝日及び休日（振替休日を含む）とする。
- (4) 活動時間帯が、平日の学校活動時間帯に準じるものであること。
- (5) 参加者が、市内に在住及び在学する者であること。
- (6) 協会及び協会加盟競技団体が主催・主管する事業に協力すること。

(指導者)

第3条 ジュニアクラブの指導者は次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 活動種目について堪能であり、かつ、安全指導ができる者。
- (2) ジュニアクラブの趣旨を理解し、活動及び運営に協力できる者。

(登 録)

第4条 ジュニアクラブとして登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、ジュニアクラブ登録申請書兼助成金交付申請書（様式第1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 指導者及び運営役員名簿（様式第3）
- (3) 会員名簿（様式第4）
- (4) 指導者活動助成金に関する委任状（様式第5）
- (5) クラブ規約
- (6) スポーツ安全保険加入申込書の写し
- (7) 助成金振込口座通帳表紙及び表紙裏面の写し

2 会長は、申請者から提出された申請書及び添付書類について審査し、適当と認めるときは、ジュニアクラブ登録決定通知書兼助成金交付決定通知書（様式第6）により、申請者に通知するものとする。

3 登録期間は、単年度とする。

(助成の対象)

第5条 助成金の交付の対象は、第2条に規定するジュニアクラブの活動とする。

(助成金の種類及び額)

第6条 助成金の種類は、指導者活動助成金及び指導者保険料助成金とする。

2 指導者活動助成金の額は、指導者1人当たり1回2,000円とする。ただし、指導者数は、参加者概ね10名につき1名の割合とし、1回の活動につき3人を上限とする。

3 指導者保険料助成金については、指導者1人当たり年1回、公益財団法人スポーツ安全協会が設置するスポーツ安全保険の『子どものスポーツ活動の指導・審判』区分に定める額とする。

(助成金の請求)

第7条 指導者活動助成金の請求は、ジュニアクラブ活動実績報告書兼指導者活動助成金請求書(様式第7)を四半期ごとの翌月10日までに提出するものとする。

2 指導者保険料助成金の請求は、ジュニアクラブ指導者保険料助成金請求書(様式第8)を年度内に提出して行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条の規定により申請者から請求書が提出されたときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第9号)により速やかに助成金を交付するものとする。

(実績報告書)

第9条 ジュニアクラブは、当該年度の活動終了後、速やかにジュニアクラブ事業実績報告書(様式第10)を提出しなければならない。

(交付の取り消し及び助成金の返還)

第10条 会長は、申請書等に虚偽であると認められたとき及び交付決定した内容又はこれに付した条件に違反していると認めたときは、助成金の交付を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部を、期限を定めて、返還させることができる。

(調査)

第11条 会長は、助成金に係る予算の適正を期するため必要あるときは、ジュニアクラブに対して報告を求め、又は協会職員に関係の帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

2 公益財団法人小牧市体育協会ジュニアクラブ設置要綱(平成16年4月1日施行)は、廃止する。

3 公益財団法人小牧市体育協会ジュニアクラブ活動事業助成金交付要綱(平成16年4月1日施行)は、廃止する。